

第1回 北海道麻疹及び風しん対策専門会議	
令和6年5月30日	参考資料2

## 北海道麻疹及び風しん対策専門会議設置要綱

### (目的)

第1条 麻疹及び風しん対策の推進を図るため、「麻疹に関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)及び「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年厚生労働省告示第122号)並びに北海道感染症対策連携協議会設置要綱第5条に基づき、北海道麻疹及び風しん対策専門会議(以下「専門会議」という。)を設置する。

### (議事)

第2条 専門会議の議事は、次のとおりとする。

- (1) 予防接種の充実に関すること
- (2) 発生動向調査に関すること
- (3) 麻疹及び風しん発生時の迅速な対応に関すること
- (4) 先天性風しん症候群への対応に関すること
- (5) その他必要な事項

### (構成員)

第3条 専門会議の委員は、次の関係機関をもって構成し、北海道保健福祉部長(以下、「部長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) その他関係機関の者

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (運営)

第4条 専門会議は、必要に応じて部長が招集し、主催する。

- 2 専門会議に座長を置き、部長が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に専門会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (その他)

第5条 この専門会議の事務は、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課において行う。

- 2 本会議は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。